

約 定

1. 預貯金の支払手続きについては、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
2. 指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
3. この口座振替契約は貴店が相当の事由により必要と認めた場合には私に通知されることなく解除されても異議はありません。
4. この口座振替契約を解除する場合には、私から貴店並びに奥尻町あて文書により連絡します。
5. この取扱について、仮に紛議が生じても、貴店の責めによるものを除き、貴店に迷惑をかけません。